

② 介護保険施設で受けるサービス

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

(従来型個室、多床室、ユニット型個室の違いについて▶P.19参照)

※要支援の方は利用できません。



介護保険施設に移り住む

生活介護が中心の施設

要介護 3~5
かいごろうじんふくししせつ
介護老人福祉施設
とくべつようごろうじん
【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 3	約21,360円	約21,360円	約23,790円
要介護 4	約23,400円	約23,400円	約25,860円
要介護 5	約25,410円	約25,410円	約27,870円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方。

介護やリハビリが中心の施設

要介護 1~5
かいごろうじんほけんしせつ
介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約21,420円	約23,640円	約23,880円
要介護 2	約22,770円	約25,080円	約25,230円
要介護 3	約24,630円	約26,940円	約27,090円
要介護 4	約26,220円	約28,470円	約28,680円
要介護 5	約27,750円	約30,090円	約30,270円

病院での療養が中心の施設

要介護 1~5
かいごりょうようがたいりょうしせつ
介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設(病院)で、医療や看護などが受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約17,790円	約20,580円	約21,180円
要介護 2	約20,550円	約23,430円	約24,030円
要介護 3	約26,670円	約29,460円	約30,060円
要介護 4	約29,220円	約32,100円	約32,700円
要介護 5	約31,560円	約34,380円	約34,980円

長期療養の機能を備えた施設

要介護 1~5
かいごいりょういん
介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約21,420円	約24,750円	約25,260円
要介護 2	約24,720円	約28,020円	約28,530円
要介護 3	約31,800円	約35,130円	約35,640円
要介護 4	約34,830円	約38,130円	約38,640円
要介護 5	約37,530円	約40,860円	約41,370円

※令和6年3月末までに廃止が予定されている介護療養型医療施設の転換先と位置付けられています。

● 施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1~3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。



施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

従来型個室	居住費(滞在費)			食費
	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	2,006円	1,668円	1,445円

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。



● 所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

● 給付を受けるには、松阪市への申請が必要です。

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	所得の状況*1	預貯金等の資産*2の状況	居住費(滞在費)				食費	
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	施設	ショートステイ
1	生活保護受給者の方等 老齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円	300円
		前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円	600円
3-①	世帯全員が住民税非課税	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円	1,000円
3-②		前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円	1,300円

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料とします。

※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

* 40~64歳の方(第2号被保険者)は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。